

平成 2 3 年度

食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会

第 4 回 議事録

農村振興局

平成 2 3 年 9 月 1 日

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会
平成23年度第4回 農業農村振興整備部会

日時：平成23年9月1日(木)

13：00～15：00

場所：農林水産省本館7階

第3特別会議室

会 議 次 第

1．開 会

2．議 事

(1) 新たな土地改良長期計画の策定について

(2) その他

3．閉 会

開 会

○室本計画調整室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「農業農村振興整備部会」を開催いたします。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、皆さん各地からご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

最初でございますが、8月に人事異動がございまして、農村振興局長、局次長が交代しております。ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、實重農村振興局長です。

林田農村振興局次長です。

それでは、冒頭、實重農村振興局長よりご挨拶を申し上げたいと思っております。

○實重農村振興局長

8月に農村振興局長を拝命いたしました實重でございます。よろしくお願いたします。

部会長、委員の先生方、今日は大変ご多忙のところご参集いただき、ご議論をいただくということで、大変ありがとうございます。また、日頃から、農業、農業農村整備、更に農村の振興ということにつきまして、ご指導、ご鞭撻をいただいております、感謝申し上げる次第でございます。

今、省を挙げて、また政府一丸となって、震災からの復旧・復興ということに取り組んでいるところでございます。その中でも、やはりかなり広大な土地が津波をかぶり被災をしておりますので、土地改良、農業基盤整備の果たす役割というものはますます大きくなっている、一定の存在感を持って期待されているという具合に思っているところでございます。

瓦れきの撤去はかなり進みましたが、まだヘドロがかなり厚く堆積しておりますし、そのヘドロの下は更に津波によってもたらされた塩がかなり浸透しております。こういったものを改良していきまないと、元の農業を行うということにはなりません。

そこで、復興・復旧するためにどれくらい時間がかかるのかということについてマップをお示しして、地域でのご議論に役に立ていただくことにしたところでございます。これは何か月も心血を注いで、局を挙げてつくってきたところでございまして、県ともある程度相談しながら進めてきたところでございます。農地復旧図面は、どれくらいの期間でどういう具合に復旧していくことができるのかということを示したものでございまして、津波をかぶった約2万4,000haの中で手当をして復旧していかなければならないのは3県で2万ha強でございます。これからの3年間での復旧スケジュールを図面に落としまして、先般26日に発表させていただいたところでございます。

農地の復旧図面だけではなくて、復旧するまでの間、どういう具合に農業者の方、また生活や農村が支えられていくのかということも含めましてお示しする必要があるという考えの下に、大臣から指示がありまして、農業・農村の復興マスタープランという形で省を挙げてとりまとめをいたしまして、発表したものでございます。

まだ完成版、決まったものというわけではございませんので、これを1つの足がかりにして、それぞれの市町村で復興計画を立てていただきます。それが非常に重要でございます。その際にいろいろ参考にしていただく。また、私どももできるだけそういった地域の話し合いに入っていくたり、

ご意見を頂戴したりして、地域の要請などをできるだけ施策に反映する。また必要があれば、復旧図面も直していくということで取り組んでいきたいと思っております。

土地改良長期計画につきましては、先生方に大変熱心にご議論をいただいているところでございます。7月22日に筒井副大臣から、新たな土地改良長期計画の策定について諮問させていただきました。12月を目途に取りまとめをしていただければと思っております。これまで2回の会議では、情勢あるいは課題といったことについてご議論をいただいたと聞いておりますけれども、更に7月27日、28日に宮城県下で現地調査いただいたところです。現地調査では、小水力発電、地下かんがい、被災状況等についてご覧いただいたと承っております。

地方の意見も幅広く聞いて、新たな土地改良長期計画策定に反映していく必要があるということを考えまして、8月3～12日にかけて、地方農政局等のブロック単位で地方懇談会を行ったところでございます。これらを取りまとめして、ご議論に供出させていただければと思っております。

前回までのご指摘に対する説明とともに、これまでの本部会、地方懇談会でのご意見を踏まえまして、長期計画の論点を本日ご議論いただければ幸いですと思っております。

今後そうしたご議論を踏まえまして、論点整理を行っていききたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。よろしくお願いいたします。

○室本計画調整室長

本日は、井手委員、岩崎委員、及川委員、柴田委員、渡邊委員、鷲谷委員におかれましては、所要によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行については、佐藤部会長にお願いいたします。

議 事

○佐藤部会長

それでは、議事に従いまして審議を進めたいと思います。

今、實重局長のご挨拶の中にもございましたが、今日の主要な議題は議事次第にございますが「新たな土地改良長期計画の策定について」の論点についてご議論いただくことにしております。よろしくお願いいたします。

前回の委員会で土地改良長期計画についての事務局から説明を受けた際に、委員の方々からご質問、ご指摘事項等がありましたので、まずそれについて事務局からご説明をいただきます。お願いいたします。

○室本計画調整室長

まず、資料-1の1ページをお開きいただきたいと思います。

これまでの部会でアウトカム指標の達成状況が政策目標とどういった関連があるのか、アウトカムの達成状況とその効果について、よくわからないというご意見を地方懇談会も含めまして、多数いただいておりますので、まずはアウトカム指標との事業の効果についてご説明したいと思っております。

2 ページをご覧くださいと思います。

今回、私どもが今持っているデータにより、できる限りマクロ的な効果として示したものが 2 ページの表に書いてございます。4 つの政策目標の関連で具体的に評価した項目というのは 6 つあります。

まず 1 点目でございますが、3 ページ目、基盤整備による担い手への農地利用集積の関係です。左の方にグラフが 2 つあります。1,000ha 当たりの認定農業者数と生産法人数が事業の実施前後にどのように増えたかを示しております。認定農業者数でいけば 1,000ha 当たり 46 が 68 に増えていきます。生産法人数でみると 1.0 が 3.5。1.5 倍から 3.5 倍に増えております。いずれも全国平均の経営体数より上回っている状況です。

右上のグラフをご覧くださいと思いますが、3 反程度以上の区画整備済み水田面積の量と、目安として 3 ha 以上の経営体にどれだけ農地が集積されたかを表しております。3 反以上に区画整備された水田面積が大きくなればなるほど 3 ha 以上の経営体が経営する水田面積は増加しているということから、水田整備が進めば、経営体への農地の集積が増えてくるという効果だと考えております。

右下の方は、水田整備率が昭和 30 年代からずっと上がってきまして、平成 20 年度ベースで 3 反区画以上が 61.7%、同時に稲作の労働時間は劇的に減っております。昭和 30 年代には 10a 当たり 146 時間かかっていたのが、平成 21 年には 27 時間ということで、これもマクロ的な効果だと考えております。

4 ページは、機能診断実施の関係の効果です。

左上の方に国営施設のみですが、平成 15 年度から国営造成施設の機能診断を開始しております。その箇所数なり延長は飛躍的に増えております。一方、前回の部会でもお示しいたしましたが、左下に 2 つの円グラフがあります。国営、県営、団体営の全部を合わせれば、機能診断実施済の施設は 3 割に満たない状況になっております。裏を返せば 7 割以上の施設で機能診断がまだ残っている状況です。

右上のグラフをご覧くださいと思います。平成 15 年度から国営施設の機能診断をスタートしておりますが、これによって、更新地区だけを取り上げますと、平成 23 年度の国営かんがい排水事業の 10a 当たりのコストは平成 15 年度の約 5 割減になっております。これは、つまり、余り劣化していないところまで含めて一括して更新するといった全面改築、全面更新のやり方が一般的だったのを、この機能診断をやることによって劣化した部分だけ部分更新を行うということで、コストが飛躍的に下がっているという効果が現れております。

5 ページは、耕地利用率向上です。

左の方に平成 15 年～22 年度までの基盤整備による整備面積 10 万 5,000ha を示しております。全国の排水良好の水田面積や排水良好でない水田面積、全国平均の耕地利用率の実績値はございますので、排水不良水田の耕地面積を逆算しております。基盤整備実施地区の耕地利用率 103.3% を排水良好水田の耕地利用率として、排水良好でない水田の耕地利用率を計算により 82.9% と推計してございます。このことから、基盤整備により耕地利用率が 20.4% 上昇したということが言えるかと思えます。基盤整備 10 万 5,000ha に対してどの程度の作付面積増になるかを算定すると、下の左のグラフのように、2 万 1,000ha の作付面積が増大したと捉えることができます。主に食料自給率向上に役立つ食用の麦類と豆類は、作付けが増大した 2 万 1,000ha の中で、山手線の内側の面積に

相当する約 6 千 ha の作付けが新たに創出されたという効果と言えるかと思えます。

今の食用の小麦、大豆の自給率は、それぞれ 8 %、25% ですが、これを前提にして、小麦、大豆の国内への供給人口を計算しますと、56 万人分、165 万人分になります。自給率全体に貢献する率からすればわずかではございますが、こういった効果があるということでもあります。

6 ページは、農地防災事業の推進による湛水被害の未然防止です。

右の方のグラフをご覧くださいと、時間当たり 50mm 以上の降雨、いわゆる集中豪雨の発生回数が過去 30 年間でかなり頻度が増えています。一方、農地・農業用施設災害の金額は 11 か年の移動平均をとっておりますが、昭和 20 年代～30 年代半ば平均で 3,000 億円台だったのが、2,000 億円台、1,000 億円台と激減しています。もっともこれは農地防災事業だけの効果ではなくて、河川改修とか、新規のダム建設が昭和 20 年代、30 年代に行われてきましたので、当然そういう効果も入っておろうかと思えます。

7 ページは、田園関係の創造の指標です。

平成 13 年に土地改良法が改正されまして、14 年度以降に田園自然環境の創造に着手した地域数は着実に伸びております。前回の部会でもご説明しましたが、平成 22 年度ベースで全国の 1,747 地域で取り組まれております。こういったところで、近年では生息する生物をシンボルといた生きものマーク米、つまり豊かな環境のところとれた米を売り出し、農業振興に取り組んでいる地域が増えてきております。これも基盤整備を契機とした農業振興の効果と思えます。

コウノトリやトキの事例を写真で付けておりますが、主として鳥類の場合は、水田魚道を設置したり、排水路を小魚が遡上できるように改修することによって、鳥類の餌である魚が水田に移動できるようにする方法によって取り組まれておるところが大半でございます。

8 ページは、集落排水の整備の関係です。

先般もご説明しましたが、汚泥のリサイクル率は平成 14 年～21 年にかけて 46% から 64% と増えております。農地還元が 45% のほか、主にセメント、タイル類といった建設資材に使われているケースがあります。処理水については、年間 3.5 億トンの総処理水に対し約 8 割の 2.7 億トンが農業用水等として再利用されているということでもあります。

現在の農業集落排水処理人口は 360 万人で、昭和 50 年代から平成に入って急激に伸びてきましたが、近年は若干伸びが鈍化しています。整備率は 68% です。

これまでの部会では、私どもの方から大規模な生産法人への農地集積を促進して、中核の担い手と位置づけるといったある意味偏った説明をしてきておりますが、基本法における「意欲ある多様な農業経営を育成」という文言には、大規模経営だけでなく、小規模経営、そこに 6 次産業化を組み合わせたとようなタイプのものも位置づけられております。今回、3 つの事例を紹介したいと思います。

10 ページの農業生産法人による事例は、島根県安来市の事例です。

大区画ほ場整備を実施することによって、水稻、大豆を中心とした 13 集落一農場方式での経営体系を確立しております。地下かんがいも導入しております。野菜、麦、大豆の作物生産を推進しています。一方では、安来のドジョウというのは特産品として非常に有名ですが、米や日本酒をドジョウにもじってブランド化に取り組んでいるという事例であります。

右の方に労働時間と生産コストの事業実施前後での比較をしておりますが、事業により劇的に低減されているということと、受益面積約 240ha のうち 100ha 弱で転作大豆の作付けに取り組んでい

るという特色がございます。

11 ページは、個別経営体の大規模経営の事例です。

山形県の事例ですが、5名の担い手に地区面積56.8haの約8割を集積しております。主に大豆、枝豆の振興に取り組んでおりまして、豆腐製造業者との契約栽培なども進めながら、多様な取組みを展開しているという事例であります。

12 ページは、小規模経営体を中心にした事例であります。

栃木県の清原南部地区、宇都宮市の近郊に位置するところでありますが、国営・県営の畑地かんがい施設の整備を契機にしまして、約200haの地区内で282戸の農家がハウストマト、ナス、サトイモ等の作物、収益性の高い畑作営農を展開している。

ここの特色は、地区内に31名の認定農業者がいます。この認定農業者は農地を集積しておりまして、リンゴ、施設トマトを数ヘクタール規模で栽培しているというところがございます。

それと282戸の全受益農家が「清原南部明るいむらづくり推進会議」のリーダーの提案により、いずれかの部門に属するという特色ある形になっております。

主な活動は、この推進会議が機械を購入して、必要に応じて共同利用を図る、大手スーパーとの契約栽培、直売所の設置、観光農園の展開、1年に1回都市住民との一大イベントの開催です。

13 ページからは、地下かんがいについてです。

14 ページは、この間も現地をご覧いただきましたが、暗渠排水と地下かんがいを両立した地下水位制御システムです。左の真ん中の絵に書いてあるとおり、水稻を作付けする場合には田面から+20cmの水位まで水をあげて湛水する。一方で、畑作の場合には、田面より-30cmのところまで水位を制御して下げているといった地下水位の自動の調整、制御が可能な仕組みになっております。

これによって主に大豆の単収は飛躍的に増えておりますし、コスト面で見ても、右の棒グラフにあるように、一般の暗渠では反当18万ぐらいするものが、3反区画であれば地下水位制御システムで若干高い20万円なんですけど、5反区画まで規模を大きくすれば17万円。例えば次ページの北海道の中樹林地区の事例のように、大区画になれば地下水位制御システムの反当コストが安くなるという特色を持っております。現在、全国78地区で計画されておりまして、9,000ha近い計画面積のうち、約3,000haが施工済みという状況になっております。

先ほどの15ページの中樹林の事例でありますけど、平成20年度に事業完了し、水管理が省力化され、生産費も2割減。この地区は、キャベツキムチを特産で出しているところですが、国営農地再編整備事業の進捗にともなってキャベツの作付面積が増えているというのが右側の棒グラフでおわかりいただけるかと思っております。

その結果、中樹林地区は、加工生産されるキャベツキムチの量は5倍に増えておりますし、加工センターの雇用が5倍増と飛躍的に効果が出ています。

最後は小水力発電です。

17 ページです。小水力発電導入の目的は、土地改良施設の維持管理費の節減、農業農村の活性化のほか、国家的見地からすればCO₂の削減という効果があります。前回説明したとおり、これまで農業農村整備で全国26地区において整備しております。大半の地区の最大出力は100kW以上1,000kW未満です。実績ベースでいくと、1キロワット当たりの単価は100万円、建設コストが100万円ということになります。

18 ページで小水力発電施設の工事のイメージを持っていただきたいと思っております。

左の真ん中の図のように、ため池に水を貯めたのち、水路に水を流すというときに、当然落差が存在します。この落差は、これまでは安定的に水路に水を流すためにわざわざ減勢バルブあるいは減勢工といったものを付けていましたが、落差を利用して、ちょうど水路の手前に水車の発電機を設置することで、小水力発電が可能となります。

右側は、大井川用水地区という国営かんがい排水事業の更新地区の事例ですが、落差工の部分で、わざわざ3段で水を減勢していたのを導水管でヘッドタンクと放水槽を結び、そのちょうど真ん中に発電機を設置すれば、この落差を利用して電気エネルギーへと変えることができます。

19ページはどういった形で活用されているかというモデルの事例であります。

左の絵を見ていただくと、一般的には発電施設で生み出した電力を専用の送電線を引っ張って、土地改良施設に直接供給するというやり方と、土地改良施設で使う電気は常時必要ではなく、例えば排水機場など使うタイミングがあり、土地改良施設と発電施設の距離が非常に離れているという場合には、一旦電力会社に電気を売って、必要なときに購入するという振替供給方式というものがあります。どちらかという、振替供給方式が一般的でございます。一部地域では、近距離に土地改良施設がある場合には、この送電線を自らのコスト負担で設置するという事例もあるようです。

右側に発電事業収支のモデル、これは特定の地区ではなく、モデル的に表したものです。例えば売電単価10円で年間の売電収入が3,000万とすれば、地区内の土地改良施設の電力料金や発電施設の維持管理費に充てるほか、発電施設の資本費、減価償却費にも基金として積み立てることができるようになっています、あとは発電施設と関連のある施設、例えばダムなどがあれば、ダムの維持管理費として人件費、修繕費等に充てられます。

最後の20ページは、今の課題と今後の展開に関してです。

これも何回もご説明しておりますが、左の上の円グラフをご覧くださいと、青いところで資源エネルギー庁が調査をした結果であります、未開発の包蔵エネルギーが年間5億8,500万kWhにもなると言われております。

ただ、小水力発電は真ん中の絵に示しているとおり、季節による取水量の変動が大きいわけです。非かんがい期には水がない、あるいはほとんど取らないという状況が生じます。もう一つは、電力の自由化によって売電単価が低く設定される。最近では9~10円ぐらいのケースが多いようです。こうしたこともあって、これまで取り組みは総じて進展していると言い難い状況でございます。

それに対して一番右に書いてある全量買取制度、再生可能エネルギー法と私どもは呼んでおりますが、ちょうど先週金曜日に国会を通過しまして、来年の7月1日にこの法律が施行されます。前回にもご説明したとおり、大体15~20円、期間でいくと15~20年買取されるという法案のフレームワークになっているということですが、国会において修正されまして、エネルギーの種類、設置の形態、例えば海上に設置するとか、陸上に設置するとか、発電の規模で個別に有識者委員会が検討して売電単価を算出する。それから、農水、国交、環境、消費者担当大臣への協議の上、最終的に経済産業省の方でこの価格をとりまとめるという形になっています。

利用の拡大を当然図るということで、この法律が成立したわけですので、施行後3年間というのは、買取価格を定める際には、電気供給者の利潤に配慮するという配慮規定が入っております。これからどういうふうに運用されるかというのは、今の時点では不明でございますけれども、促進するというのが大義名分にもなっておりますので、これを契機に小水力発電が普及していくという期待が十分持たれるのではないかと考えております。

資料 - 1 は以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明の内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

鈴木臨時委員、どうぞ。

○鈴木臨時委員

この資料を見ますと、3 ページの水田の関係の資料でございます。

畑地、畑作の関係の資料とかデータがございましたら、教えていただきたいと思います。この資料 - 1 の前半を見ますと、水田整備や水田関係の基盤整備による効果をうたっておりますけれども、同じような傾向であれば結構だと思えますが、畑地あるいは畑作のデータがもしあれば教えていただければありがたいと思います。

○佐藤部会長

どうぞ。

○室本計画調整室長

データとして水田と畑が一緒になっている場合があつて、いろいろ分ける作業をしなければいけないと思いますので、整理させて頂いて、次回に説明させていただければと思います。

○鈴木臨時委員

お願いします。

○佐藤部会長

近藤臨時委員、どうぞ。

○近藤臨時委員

アウトカム指標の中、マクロ効果の取りまとめ、お疲れ様でした。これはこれでよく理解できたんですが、ある意味特殊な北海道とか、畜産主体の県とかいろんな県、地域があると思います。その中で例えば農地の利用集積率だとか、新たに農業生産法人を設立したところだとか、基盤整備の実施による耕地利用率の動向だとか、地域別、都道府県別でもいいですし、農政局別でも構いません。それぞれの地域で進んでいるところ、進んでいないところのような分析がもしありましたら、定性的な分析でも構わないのですが、その辺りの見解をどこかの段階で聞かせていただきたいと思っています。

○佐藤部会長

それもまた次回でよろしいですか。

○室本計画調整室長

整理をするのに時間をいただきたいと思います。地域別というか、ブロック別に分けることは可能であります。ただ、県別ということになると、基盤整備が余り最近取り組まれていない、ほとんど取り組まれていないところもありますので、できればブロック別に分ける作業を1回やってみたいと思います。

○佐藤部会長

では、お願いいたします。
西辻委員、どうぞ。

○西辻委員

私も近い話なのですが、このアウトカム目標のところ、目標値に対しての実績値が出ていると思うのですが、この実績値で例えば2番の機能診断済みの基幹的農業用排水施設の話ですね。このところは24年度までに達成するのが結構厳しくなっているという数字が出ていて、逆に4番の方でいくと、比較的目標値に対して達成してきているような状況のものがあると思うのですが、これの要因とか、足りないところに対しての打ち手というのは既に検討されているのですか。

○室本計画調整室長

1つ目のストックマネジメントの関係ですね。これは前回の部会でも少し触れたのですが、国営、県営、団体営施設のうち、国営施設については6割弱まで機能診断が進捗しています。県営も国営ほどではないですが、比較的進捗しています。100ha以上の基幹施設のうち団体営施設の進捗が少し悪い状況です。

そういうこともあって、全体を平均するとこういう数字になってしまいます。ですから、西辻委員がおっしゃるように、県営、団体営施設のストックマネジメントの推進を図るための政策的なインセンティブを少し強めないとなかなか進捗しないという状況があるかもしれません。

の田園環境の関係は、既に1,700地域で達成しておりますけれども、平成19年度時点で既に1,400地域で実施取り組まれていたというベースがありました。平成13年に土地改良法を改正して以来、取り組んできており、そこからの上積みを目指していたことから、比較的達成が容易であったということかと思えます。

それから、生態系ネットワークの保全についても同じような状況であったとご理解いただければと思います。

○西辻委員

もう一点だけあって、先日、大崎市の方に現地調査に行ったときに、地下水水位制御システムを見て、私はかなり感動したところがあります。実際に弊社の農園でもやってみたいなと思って、いろいろ話を県とかに聞きに回っていたのですが、計画面積が8,782haとあるのは、何年度までの計画ですか。

○室本計画調整室長

現在ほ場整備を実施中の地区で地下かんがい計画で位置づけられている面積が 8,782ha あるということです。ですから、実施中と捉えていただければいいと思います。

○西辻委員

これはすごくいいなと思ったので、もっと伸ばしていったらいいと思います。こういったものが次の目標値とかに出てくればいいのではないかなと思います。

○室本計画調整室長

排水良好でない水田が、全国に約 146 万 ha ありますが、地下かんがいを適用できる一定の要件があります。どのぐらいで適用できるか、そこは地下の話なので、地下の例えば土壌をどうやって評価するのかという問題がありますので、そういう課題も踏まえつつ推進することが重要と思います。

○佐藤部会長

森委員、どうぞ。

○森委員

6 ページに農地防災についての記述がありますがけれども、まず、このページのつくり方として、左側の事例写真に対する整備前と整備後が右側の下の方に入っていて、関連がわかりづらい表示の仕方になっていると思いました。右側の全体的な「農地・農業用施設被害額の推移」というグラフを片方に集中させて、左側に全部 1 つの例を入れてしまった方がわかりやすいのではないかと思いました。検討していただけたらと思います。

同じ農地防災のページについてなんですけれども、平成 11 年に新たな基本法ができたときには、農地の持っている力として、多面的機能という言葉が出てきていたと思うのですが、今回、その言葉が出ているページ、どう扱かれているか、その辺どのようにお考えになっていらっしゃるのかをお聞きしたいと思いました。

それと生物多様性というのも平成 11 年の基本法のときに、水田の大事な役割として出てきていたと思うのですが、その言葉もずっと出てきていないのがひとつ気になることです。

たまたま自分の本棚を整理していましたが、農村振興局で 2009 年の秋ぐらいに作成された「元気な農業・農村を目指して」というパンフレットがありました。この中では、今回、生き物マーク米のお話が 7 ページにあります。それと同じようなもので生き物マーク米の中の事例の 1 つにあります「魚のゆりかご」水田のことが 1 ページの半分ぐらい使われて説明されています。生物多様性とか環境に配慮した農業の在り方の象徴として、生き物や魚を持ってくるのはいいのですが、年度によってシンボルにするものが違うというのはいかがでしょうか。せっかく 2 年前にこんなにいいパンフレットをつくっているんだったら、これを踏まえた上でたたき台にして次のやり方をするとかというのがあった方が、経費も無駄にならないと思います。前にあったもので継続的に「魚のゆりかご」というやり方でつくっているお米というのも生かされてくると思うので、その辺の資料づくりについて、見る人たちの目になってどこまで通じるかということを再検討していただけたらと

思いました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

今のはこれからご議論いただく論点整理の中にも関わっているので、特にお答えいただかなくて、次の方に移ってよろしいでしょうか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

2ページの 農業集落排水汚泥のリサイクル率が 61～70%の目標値で 64%に上がっていると出ています。この図の中で汚泥の使用方法が農地還元と建築資材と緑地還元となっています。建築資材とか緑地還元に関しては問題ないと思うのですが、農地還元に使われる場合、重金属等に汚染された汚泥等が地域によっては問題になっていますので、汚泥のリサイクル率が上がればいいという問題ではなくて、農地還元の汚泥の中身を調べた上での農地還元がきちんとなされているかどうかということが今とても大事になっていると思います。

そういう意味で、緑地還元であったり、建築資材還元であったり、直接、食べ物や農産物に影響を与えないような汚泥のリサイクル方法を大切にしていきたいと思います。

○佐藤部会長

多分やっていると思うのですが、ご説明ください。

○大田農村整備官

委員ご指摘の懸念のところについては、こちら也十分に承知しております。

また一方で、窒素やリンといった非常に限られた資源を有効に活用していくということも今後の原料価格の上昇などのことも考えれば、普及していく必要があるかと考えているところでございます。

そういった観点で、やはり適正な基準を明確にして、また適正に使用していただくということで、例えば今回の放射能の問題につきましては、肥料では 400Bq/kg という上限値を出しています。重金属につきましても、これ以上は使えませんよということをきちんと示して、またそれを管理しながら使うことによって、安全な食料生産を確保するようなことに努めていきたいと考えております。

○山崎委員

ありがとうございます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

前回、現行土地改良長期計画の実施状況等についてご説明いただいた後、委員の皆さんからご意見をいただきました。それから、先ほど局長からのご挨拶にもありましたが、この間、地方の審議

会の有識者の委員の方々からいろいろなご意見等をいただきましたので、そういうものを今日の議論のたたき台として事務局に整理いただきまして、それを踏まえてご議論いただくようにしております。

については、資料 - 2 について、事務局からご説明をお願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、資料 - 2 をご覧ください。同時に参考資料ということで「地方懇談会における意見の概要」という資料をお配りいたしております。この参考資料に載っている地方懇談会における意見の代表的なものが資料 - 2 の論点整理の意見のところに反映されていると考えて下さい。

なお、参考資料については、ここでは説明を省略させていただきます。

資料 - 2 の 1 ページをお開きいただきますと、左側に「現行計画の政策枠組み」が書いてあります。今回、右の「新たな計画に係る農業農村振興整備部会及び地方懇談会の意見を踏まえた主な論点」と整理しております。

これはどういうことかということ、これまでの部会、現地調査、地方懇談会で皆さんからいただいた意見を類型化すると、1 ページの右のような形になるということでもあります。

「 . 基本的な考え方等」は、土地改良長期計画全般に係る考え方、政策目標や成果指標の選定の考え方といったものが中心になっております。

「 . 政策の方向性」に関しては、食料自給率の向上、災害に強い農村づくり、活力ある農村の 3 つの類型に分けることができるのかなということ、このようにしております。その下に大きくから まで区分を設けております。ただ、これにとらわれていただく必要は全くなく、私どもとして便宜上このように書いたとご理解いただければと思います。

最後は「 . その他留意点」ということで 6 点ばかりあります。防災・減災対策については、地球温暖化関係に関わるものだけをこの「その他留意点」の中に整理をしているということでもあります。

2 ページ目からご覧いただきたいと思いますが、時間の都合上、基本的な考え方は拾い読みの形で進めさせていただきます。

1 . 基本的な考え方の土地改良長期計画全般に対する考え方として、1 番上にメッセージ性の強い長期計画とすべきという意見。

2 つ目は、土地改良事業の公共性、公益性を国民にわかりやすく示すべき。

3 つ飛ばしまして、土地改良施設等の耐震強化・長寿命化、防災・減災対策の強化、再生可能エネルギーの利用の促進の 3 点が極めて重要であるという意見。

2 . 政策目標、成果指標関係のご意見としては、アウトカム指標については、その必要性や選定方法を十分に検討する必要があるとの意見。

消費者の視点からの検討が必要であるとの意見。

アウトカム指標と事業量目標に相関性を持たせる必要がある。これはどういう意見かということ、アウトカム指標が達成されていても、事業量がほとんど消化されていない場合があり、そういったときに、事業量が少なくとも成果は達成されるということになってしまうことを十分考慮すべきという意見がございました。

3 . 国民理解の関係では、消費者の視点も取り入れた長期計画とすべきという意見がありました。

3 ページからですが「 . 政策の方向性」に関するご意見です。

ここで項目と事項（案）、論点（案）とありますが、繰り返して申し上げますが、ここは便宜上こういうふうに書いてあるだけでありまして、修正意見等があれば積極的にお出しいただければと思います。

したがいまして、事項の 1 . は、単に食料自給率の向上と私どもではご説明していますが、幾つかの切り口に分かれております。

1 つは、食料自給率の向上のための生産資源の活用。この中では、食料供給力の目安を考えるべき。

2 つ目の意見として、生産資源の力を最大限発揮するための内容を盛り込むことが必要という意見です。

ほかの意見も全部考慮して論点を仮に設定すると、ここも拾い読みをさせていただきますが、農地や農業用水等の生産資源の最大限の活用を図っていくという視点が重要ではないかというまとめ方になるのではないかと思います。

2 点目の農業水利施設の保全管理・整備の観点です。

ここは 2 つ目の意見として、施設の長寿命化を図る新しい保全管理の推進が重要である。

2 つ飛ばして、地域農業が変わるような付加価値を生む土地改良を推進すべきという意見です。

論点としては、基幹から末端までの水利システムが機能を発揮できるよう、リスク管理を行いながら長寿命化を図る戦略的な保全管理の推進を図るべきではないかというものになるかと思えます。

3 点目の優良農地の確保、耕作放棄地の解消という点です。

優良農地をいかに守るかが重要。

ソフト施策との連携を図りながら、再生後の営農をいかに持続的に展開させていくかが重要。

農家の高齢化や鳥獣害被害といったものもあるので、耕作放棄地解消のためには総合的な対策が必要であるという意見。

これに関して論点としては、生産・経営関係のソフト施策との連携により、中山間地域などの生産の特性やニーズに即した生産基盤の整備・保全管理を推進し、農地の確保とその有効利用を図るべきではないかとしております。

4 点目は、水田の汎用化の推進の切り口です。

食料自給率の向上や戦略作物の生産拡大のために、水田の汎用化の推進が必要。

水田の汎用化に最も有効な暗渠排水の促進を図る方向付けをすべき。

論点としては、水田の汎用化による耕地利用率の向上のため、農地の排水対策等の基盤整備の一層の推進を図るべきではないかとしております。

5 点目は、畑地かんがい等の畑地整備です。

畑作の振興や高付加価値型農業の展開について、長期計画に位置づけるべき。

野菜や果樹については、国内外の農産物との競争力の強化のため、生産の効率化とともに、品質

の向上が重要である。こういった基盤整備を推進する必要がある。

実を申し上げますと、今、申し上げた切り口は現行長計では入っておりません。入っていないのでこういうものをいれるべきではないかという意見でした。

論点としては、野菜や果樹の国際競争力を強化するため、品質の向上や省力化等に資する畑地の整備の推進を図るべきではないかとしております。

事項の2番として、大規模経営の拡大と意欲ある多様な農業経営の育成とありますが、いわゆる担い手育成というところでくくってしまうということだと思います。

2つ目の意見です。大規模な農業者だけでなく、意欲を持った多様な農業者が整備された生産基盤で農業を展開できるようにしていくことが必要。

その次の意見。法人化だけでなく、個別経営体も含めて、担い手の位置付けを明確にすべき。

農地の集積、経営規模の拡大だけでなく、マーケティングや6次産業化などの視点も必要。

畑地かんがいの整備により担い手が育成されることから、整備の促進を図る必要。

ということで、論点はちょっと違う切り口のものが幾つか入り混ざっておりまして、4つ設定しております。

1つ目、大区画化等の生産基盤の改良整備、農地の面的集積の拡大の一体的な推進を図っていくべきではないか。

2つ目、基盤整備を契機とした個別経営体の育成や生産法人の設立、集落営農組織の法人化、企業の農業参入の促進など、農業経営力の強化に資する取り組みを推進していくべきではないか。

3つ目、他方で、大規模経営以外の意欲ある多様な農業経営体に対しては、6次産業化等の取り組みを支援するため、必要な基盤整備を推進していくべきではないか。

4つ目、畑地農業の担い手を育成する観点からも、必要な整備を推進していくべきではないかとしております。

事項の3つ目の切り口として、被災地の復旧・復興の関係です。

上から2つ目の意見です。最先端のものを取り入れ、それをモデルとして全国に波及させていく発想も必要。

土地利用の線引きを変更し、新たな農業のモデル地域を形成していく必要。

復旧・復興対策の関係ですが、道筋を示して「見える化」によって住民の理解に努めることが重要。

復旧・復興の見通しに関して、地域の合意形成を図るという点では、土地改良区が経験豊富であり、その役割は重要。

農地等の汚染など、基盤整備に係る放射能問題の対応について長期計画に盛り込むべきという意見です。

ここも5つぐらいに切り分けることができるだろうということで、まず1点目の論点ですが、低コスト化や高付加価値化など先進的農業の展開に必要な基盤整備をモデルとして推進する視点も重要。復旧に併せて大区画化や排水対策の強化等を推進し、新たな食料供給基地として復興していくべきではないかとしております。

2点目は、大胆なゾーニングの下で、集落の移転と農地の再生・創出を図り、災害に強い農村地

域の復興を推進していくべきではないか。

3点目は、復旧・整備の道行きについて、国として道筋を示すべきではないか。

4点目は、復旧・復興に向けた地域の合意形成等に土地改良区が果たす役割を位置づけるべきではないか。

5点目は、放射性物質に汚染された農地等の除染等の今後の取組みを示すべきではないかとしております。

事項の4つ目の切り口です。災害に強い農村づくりとも言えるようなところですが、減災という視点が重要である。

水位や雨量等の防災情報をリアルタイムに地域住民に伝達する取組みが必要。

老朽化ため池の整備の推進が必要。

耐震を強化すべき施設種別の明確化を図るべき。これはすべての土地改良施設をレベル2地震動に対応した設計にすることは非現実的であるというところから、この意見がありました。

水田の湛水を許容するという考え方もあることから、減災の観点から、土地の利用や配置をトータルで考える必要というところから。

これも複数の中身が詰まっております、4つの論点に切り分けております。

1つ目は、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を展開し、災害に強い農村社会の形成を推進していくべきではないか。

2つ目は、老朽化した施設の整備や耐震強化を推進するとともに、洪水調節能力や水田の貯留能力を活用した減災対策の推進を図っていくべきではないのか。

3つ目は、ハザードマップや防災情報伝達体制の整備等の減災対策を推進していくべきではないか。

4つ目は、耐震強化については、減災の観点を踏まえ、対象とする施設を明確化すべきではないかとしております。

事項の5つ目は、農村協働力を活用した地域資源の保全管理という切り口です。

農村のコミュニティ力は極端に低下しており、コミュニティを補強することが必要である。

地域の多様な主体の参画による保全管理体制の充実が必要。

農地・水保全管理支払はすべての地域が対象となるような網羅性が必要な政策。

直営施工を推進すべきという意見です。

論点は2つあります。

1つ目は、地域資源の保全管理の取組みを拡大・強化していくため、集落を支える体制を構築していくべきではないか。

2つ目は、新たな「公」による農地や農業用水等の保全管理や施設等の長寿命化、簡易な基盤整備を始め、さまざまな取組みを推進していくべきではないかという論点です。

最後、6点目ではありますが、再生可能エネルギーの関係と環境保全の関係です。

2つ目の意見です。農村地域におけるエネルギーの地産池消を推進する必要があるとの意見。

法令に基づく手続等の簡素化や規制緩和に対処し、推進していく必要があるとの意見。

生態系に配慮した水田や水路等の整備を推進していく必要があるとの意見。

論点は2つ設定しております。

再生可能エネルギーの創出を推進していくべきではないか。

生態系ネットワークの保全や良好な景観の保全・創出、農村生活環境の向上を推進していくべきではないかということであります。

先ほど森委員からお話のありました多面的機能の関係でございますけれども、この論点の中に溶け込んでいくような、現計画ではそういう位置づけで記述されています。

10ページは「 . その他留意点」であります。

これは「1. 施策連携の強化」から「6. 防災・減災対策」の地球温暖化に関係した防災・減災対策までであります。従来とあまりこの意見は変わっていないと思います。

1点目は、施策連携の強化に関しては、他の農業政策との連携を強化する必要がある。

2点目は、地域の特性に応じた整備に関しては、地域の特性、独自性、特殊性に目を向ける視点を盛り込むべき。地域性を考慮した目標の設定も検討する必要。

この辺はどちらかという、北海道、九州、沖縄の辺りは特徴ある畑地かんがいをやっているの、こういうところから比較的意見が出ております。

3点目は、国と地方の役割分担の明確化と連携強化が重要である。この問題意識は、一括交付金によって国と地方の関係がかなり薄れてきているという意識が背景としてあります。しかしながら、もっと役割分担を明確化した上で連携を図らなければいけないだろうという趣旨の意見でした。

4点目は、土地改良区については、先ほど震災の復旧・復興の関係で出しましたので省きますが、要は土地改良区の役割は重要であるという意見です。

5点目は、土地改良区負担金の関係では、農産物価格が低迷している中で適正な受益者負担の在り方を検討すべきとの意見でした。

最後の6点目の防災・減災対策は、現在の土地改良施設の容量では限界があり、温暖化に対応した基盤整備が必要であるというご意見がございました。

以上であります。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

先ほどもご説明申し上げましたように、今までこの部会で皆様方にいただいたご意見、あるいは地方懇談会でいただいたご意見を事務局で整理いただきました。ここに整理いただいたもの以外にいろんな論点があるかと思えます。今日はそういうものをお出しいただきまして、それを踏まえて次回以降の計画のフレームワークづくりにつながりますので、是非今日は貴重な論点をどんどんお出しただければと思います。

では、お願いいたします。何でもよろしいです。

浅野臨時委員、どうぞ。

○浅野臨時委員

前回の部会で、土地改良が持っている政策の特殊性をきちんと国民に理解してもらう必要がある

ということを申し上げましたけれども、少しそのことに付言して、土地改良と国民生活ということを経験の基本的な考え方の中できちんと訴えておく必要があるのではないかと思います。土地改良事業というのは、ややもすると農業サイドの非常にテクニカルな問題にとらえられがちなのですが、長い歴史の中で考えると、国民の命を支える食料生産のための土地改良をどうするかというのが一国にとってとても大事な問題となります。だから、そういう歴史的な視野をきちんと入れて、時代に合った土地改良ということを考えているのだという強いメッセージを出すべきではないかと思います。

その際に、先ほど森委員からあった、少し多面的機能の側面、要するに土地改良事業を行うことによって、国民に対しては一定の多面的機能が供与されるわけですが、その多面的機能というのは時代的な経緯を言うと、かつてはとても抽象的な概念だったのです。例えば国土保全機能であるとか、保健休養機能であるとか。だけれども、今はもっとより身近な事業と関連のある形で、例えば国土保全機能でありましたら、今回の災害に強い農村づくりというところにダイレクトに効いてきますし、あるいは活力ある農村ということであれば、1つは保健休養機能の活用ですね。そういうところで生きてくるので、多面的機能の精神は生きているのですが、その辺りのリンクをきちんとどこかの段階でうまく書き込んでいけば、多面的機能という言葉は出ないけれども、内実的には多面的機能をきちんと見て、土地改良の計画を立てますというメッセージが送れるのではないかと考えます。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。貴重なご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木臨時委員、お願いいたします。

○鈴木臨時委員

大変論点を整理されてわかりやすいと思っておりますが、特に私が現場の立場からお話したいのは、8ページの活力農村の関係、コミュニティの関係でございます。これも従来ですと、農村とか、町とか、いろんな面で各省庁のコミュニティ施策がありました。今、私ども田原市では20のコミュニティがございまして、その中には町部のコミュニティもありますし、田舎のコミュニティもあって、今、農地・水・環境保全向上対策も、町部ではほとんど関係ないと思われるかもしれませんが、この担い手の問題は、地域が主体に考え、コミュニティ問題の重要性を考え、コミュニティの問題の中に飛び込む必要があると思っております。

これは子どもの問題、福祉の問題、環境の問題あるいは道路の清掃の問題も含めて、この地域がどういう形でやっていくか、いろんな課題を地域で解決していくかということでありまして、1つの方向性をここで出すというのは非常にいいことではございますが、役割分担が重要ですね。やはりコミュニティの直接の関わり合うのは市町村、自治体だと思っておりますので、その中でこういった形の市町村がコミュニティをうまくやっていく上でどういう基盤整備なり、支援が必要かということで、やはり今、大事なものは、国の役割と市町村の役割、まさにコミュニティは市町村の役割ということをもっと明確にうたってもいいと思っておりますし、これは農村の問題だけではなくて、地域全

体のコミュニティの問題としての位置づけをされた方がわかりやすいのではないかと。それが総合化だと思っています。

もう一点、ここに論点が書いてありますが、背景といいますか、現状の問題点等々を理解した上で補足的に背景や、ある意味の課題、問題点もこれから整理する上で共通認識を持った方がいいと思っています。

1つ申し上げれば、先ほど地域を挙げて協議会をつくって、大変すばらしい取り組みをしている事例の清原南部地区ですか。この地区は大変すばらしい取組みだなど、1回調べてみたいと思いますが、ここで具体的にはJAとの関係ですね。これだけ全体としてまとめて活動すれば、JAとの関係はどうなっているのかなと。

今、しっかりした農家、立派にやっている経営体はJA離れの傾向もありますし、それを言われるとまた戻る傾向もありますが、ここら辺、やはりJAと行政とはいろんな農村振興では本当に連携していかなければいけないと。その中でJAとJA離れしている経営体あるいは個人農家、農家のなかでしっかりした経営をしているところが離れておりますので、ここら辺は地域全体としてどういう形で取り組んでいくかという観点を背景に持つておく必要があるのではないかと考えております。

やはり私どもは、自治体で言えば農業の振興は、JAが真剣に中心になってやっていく。行政はサポートするという関係が本来あるべき姿ではないかと考えておまして、そういった問題を含めて、これから農業経営という観点を考えていく必要があるのではないかと考えています。

もう一つは、ハード整備とソフトですね。それが一番の基盤ですので、基盤整備とそれがどう展開していくか。今まで国営事業等で成功した事例はかなりありますけれども、やはり失敗した事例もあると思うんです。失敗した事例はなぜかと言えば、基盤整備をしてもやる担い手がいなかった、経営体がいなかったと。大都市周辺では、特にすごく顕著な傾向がありますが、そうした中でやはり整備とソフト面の運営系を一体として取り組んでいかないとうまくいかないのではないかと考えておりますので、経営の論点を見ますと、もっともっと多様な経営体を全体として見るという報告がありますが、これは食料の安定供給という面と6次産業なり、いろいろな経営体の育成方向があると思います。ここでは食料自給率をしっかりやっていくためには専業農家、大規模でしっかりと農業を支えるということに私自身は力点を置いた方がいいと思います。

あとは、兼業農家とか小規模農家は、6次産業化とか、あるいは地域のコミュニティの中の農産物の供給とか、そういう取り方があると思いますので、そういった視点でもう少し整理した方がいいかなと思います。特に問題になるのは、大都市周辺の今の農地がどうなっているか。これからどういった形で基盤整備しながら展開していくかということが大事かなと思います。今は中山間地域と農業主体の地域での展開のあり方が主と思いますが、ただ、今の大きな問題というのは、やはり大都市周辺の農業地をどういう形で展開していくか。そのための基盤をどうしていくかということが課題ではないかと考えています。

以上でございます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

近藤臨時委員、お願いします。

○近藤臨時委員

部会長の要請とはちょっとずれてしまうかもしれませんが、スケジュールからいって、今後急速に文書化が進むと思うので、この段階で要望だけ言っておきたいと思います。

内容、論点等については、一つひとつごもつともで、枝葉の部分でちょっと言いたいことがないことはないのですけれども、それはここで置いておいて、全体のつくりに関してです。私は報道の現場にいたとき、これに限らず、長期計画が閣議決定文書と一緒に配られたりしたときにはげんなりしたものです。要するに、何が言いたいのか、何が重要だと思っているのかというのがよくわからないのが多くの長期計画だと私は思ってきました。

前回は若干携わらせていただいたのですが、前回の長期計画も私自身は余り感心できたものではないかなと思っています。それは内容ではないのです。なぜかというと、要するにインデックス集で、最初から最後まで目次がちょっと詳めに書いてあって、ぺったんこと置いてあるというつくりが多く長期計画の問題点だろうと思っています。

1年前倒して、2011年の後半につくる長期計画なので、私自身の考えとしては、当然震災復興から、これを機にどう農業を変えるのかという視点と、TPPに入るかどうかは別にしても、自由化の流れがじわじわきている中で競争力強化をどうしたらいいのかというのは、多分喫緊の課題だと思います。

そのほかに、農村協働力、環境の話だとかがあります。これは多分解決しない限り、半永久的に重要な課題であり続けるのだと思いますが、喫緊の課題と半永久的な課題が同列で扱われている長期計画というのはよろしくないのではないかと考えています。当然、限りある予算、人を投入するわけだから、そこは優先順位なり、重きがあるところというのはあってしかるべきだし、それは5年ごとに原則見直されるわけだから、そこを明確に入れないと、やはりインデックス集みたいなものになってしまうだろうなと思っています。

それでなくても農業土木予算は歳出カットのまな板の上に乗やすいところでもあるし、それでなくても農業関連人口というのは減っていて、応援団はどんどん少なくなってきているわけだから、いかにどういうところに重点を置いて、何をなそうとするかということを明確に打ち出さないと、今までどおり国の予算執行側と補助裏を手当する自治体のためだけだと、あるいは農業に詳しい人が一生懸命読まないと、どこに重点があるのかわからない長期計画、あるいは私たち報道がこれから字にしようとして、一生懸命読んででもなかなかわからないような計画というのはよろしくない。それは重要な施策が、何でもやらないよりはやった方がいいですけれども、その中で何を実現しようとしているのかをまず明確に出さないと。重要な施策、必要な施策がいざ執行段階では世の中に説得力を持たず結局、抜け落ちたりするような懸念が逆にあるのではないかという気がしました。

だから、なかなか長期計画というつくりの性格上、難しい面はあるのでしょうけれども、やはりこういう時代でもあり、こういうときでもあり、書き方というか、つくり方というか、アピールの仕方というのは十分に考える必要があるなと思っています。すぐに文字にされていくでしょうから、そのことを念頭に置いてつくっていただけたらなという要望です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。大変重要な指摘ですので、是非よろしく願いいたします。

森委員、どうぞ。

○森委員

2点意見があります。

3ページ目の食料自給率の向上という最初の論点のところですが、最初の行に「食料供給力」という言葉が出てきていて、私はこの部会に出席していますので、ほかの委員が「食料供給力」という目安を考えるべきだということも含めて、その言葉を「自給率」とまた違う考え方として、1つの指針としてその言葉を使ったのは理解できます。けれども、一般的には食料自給率の向上という政策の方向性の中にいきなり「食料供給力」という言葉が出てきたら、それは同じ意味なのか、あるいは違うのか混乱するものではないかと思うので、その辺、少し整理が必要なのではないかと思います。もし使って、ほかの委員がおっしゃっている意味で、国際競争力を考慮した食料供給力という観点での一種の食料自給率の在り方の供給力ということを強調するべきでしたら、その中で言葉の説明ですとか、とらえ方を注釈で付けなければわかりにくいのではないかと思います。

2点目の意見ですけれども、8ページにあります活力ある農村のところの項目で、先ほど近藤委員がおっしゃいましたように、農村の在り方として長期的にずっと大事な部分であると思います。右側の、 に書いてあります「集落を支える体制を構築していく」とか「新たな『公』の担い手による」とかという言葉がありますが、聞こえは大変ソフトで良いと思うのですが、イメージがなかなか具体的にじゃなくて、非常にきつい言い方をすれば、予算がない中でお金をかけないで、例えば都市と農村が交流したり、農村協働力という名前の抽象的な助け合いみたいなものに非常に強く依存していて、本当はそれは農村側に立っている視点ではないのではないかと私は懸念を持ちました。

以上2点、意見を言わせていただきました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございます。

大出臨時委員、どうぞ。

○大出臨時委員

私は優良農地の確保と耕作放棄地箇所についてお話をさせていただきたいと思っております。

耕作放棄地解消といいますと、よく中山間地域に特定されるように思いますが、耕作放棄地は今、未整備地区においても物すごい勢いで増えてきております。そういう中で、未整備地区の中が高齢化と不在地主も大きな問題になっておりますけれども、そこが鳥獣被害のもとになっているような気がいたします。

そういうところで優良農地を守る、耕作放棄地を解消すると言っておりますが、やはりこの基盤整備が重要だということ。それが中山間地域ばかりではなくて、やはり未整備地域においても整備が必要だと考えております。やはり総合的な対策でこの耕作放棄地の解消に向けた考え方をまとめていく必要があると思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員

先ほどの議論も踏まえてお話しすると、もうちょっとシンプルに整理した方がいいのかなという気がしました。

詰まるところ、基盤整備事業というのは、とにかくまず区画を広げてコストを安くする。2つ目は、それを田んぼだけではなくて、畑にも使えるように排水をよくして、何でも使えるように汎用化する。この2つですね。あとは長寿命化というか、今あるものをいかに安く使えるようなランニングコストにしますかねという主に3つですね。

そういうことから考えると、耕作放棄地の解消とかというのも確かにいろいろあるのですが、それは高齢化や後継者不足の問題が大きく、勿論使いにくいということはあると思うのですが、基盤整備事業と関係ないものがいろいろ物すごくいっぱい入っているなという気がします。そもそも土地改良事業、基盤整備事業とは何ですかというところから一度整理し直していただく必要があるのではないかと思います。とりあえず全部入れてから整理し直すという考え方もあると思うんですが、高齢化とか、集落営農の中の話し合いでできることとか、いっぱい詰め込み過ぎていて、かえってわかりにくくなっている。もう一回、基盤整備事業は何だということから、一度シンプルに整理していただいた方がいいのかなという気はしました。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

今の合瀬委員の問題につながると思うのですが、2ページの2つ目の「私有財産である農地を対象に、公共投資による基盤整備を行う理由を明記し、その上で土地改良事業の公共性や公益性を国民にわかりやすく示すべき」とあります。ずっと考えているのですが、農地というのは一体だれのものなのかという議論があります。確かに個人の持ち物で、私有財産になってはいるのですが、農地そのものというのは公的な性質を持っていて、日本では個人のものとなっていますが、ヨーロッパなどに行って最初に驚いたのは、農地はだれのものでもない。神様が与えてくださって、みんなが食べるものをつくって、それを生産する土地である。個人の所有物になっているのだけれども、所有物ではないということでした。農地は個人のものであるけれども、個人のものではないという公益的な性質を持っているから、土地整備事業というのがあって、基盤整備がなされて、そのために土地改良があると。その辺のところを私たちも、農家の人たちもはっきりつかんでいないし、地域の消費者の人たちも多分わかっているようでわかっていないのではないかと思います。そのところをきちんと、農地は個人のものであるけれども、公益的な性質を持っていて、食料生産の場であって、それで農地があることによって多面的な機能が守られている。空

気であったり、水であったり、必要なものが維持されて、都市もそういうことで存在するという意義をきちんと書いて、その上で、農地を整備し、維持し、今まで守られてきたものの中で、破損していくものをもう一度再生していく。しかも、こういう震災があって、これから新しい農業の在り方を再検討しながらやっていくという転換期にあるということを明示していく必要があると思います。その上で高齢化があったり、若い人たちの就農率であったりというのが問題として関わってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、先ほど森委員と話していたのですが、アウトカムであるとか、ストックマネジメントであるとか、私たちは教わったからわかるのですが、教わらなかつたら、全体を通しての意味というのがわからない。みんなに伝えるときに、それをより適切な日本語で伝えることを一度考慮しなければいけないと思います。そういう解釈を必要とする言葉が結構あるのですけれども、できればこれから指針を書いていただくときには、わかりやすい、日本語をもっと大事にしていきたいと思います。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

合瀬委員の意見でみんな言いにくくなってしまったということもないと思いますけれども、どうぞ。いかがでしょうか。

私などは、最近、政策的に農産物等を海外に輸出できる産業にしようということが随分言われていますが、ここには触れられていません。それと土地改良投資とどう関係があるのかということもクリアーに整理されていないのですが、その辺はどうなのでしょう。日本の土地改良投資は、これまでは国内の食料自給率、食料需要に沿うような投資をしましょうという形ですと来たのだけれども、最近の政策として、国際的に輸出できるような産業にしましょうと言われるようになって、従来の枠組みとちょっと違うと思います。その辺はどう我々はとらえればいいのかとちょっと思ったりするのですが、どうですか。

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員

今の視点はすごく重要だと思うのですが、ただ、海外に輸出する場合も非常に均質なものを安いコストでつくるということから言えば、先ほどの区画を広くして何にでも使えるようにすることで解決すると思うのです。それとは別の視点でということですか。

○佐藤部会長

別に構いません。そうではなくて、何でも結構です。

○合瀬委員

済みません、では、どうぞ。

○鈴木臨時委員

合瀬委員が言われたことはもっともという点がありますが、そもそも土地改良長期計画は、基盤整備の問題でして、そうした中で基盤整備をしっかりやっていく上では、どういう形で国民の皆さんに理解してもらうのか。そのためには何だと言え、やはり農業の将来の問題に関わってくると思うのです。ですから、そこら辺のところをうまく整理しないと、何のためにやるのということになります。基盤整備をしても、農業経営がうまくいかなければ農業改良の意味がないという形で、ある程度農業改良をやる位置付けとして、目的として、このことをうたうためには、やはりそういった耕作放棄地の問題も取り上げてしかるべきではないかと思ひますし、その辺の重み付け、目的をはっきりさせて、そのためにはこうだという整理をすれば、我々は理解しやすいのではないかと思っています。

もう一点は、部会長がおっしゃるように、これからの農業展開は、私自身はアジア、特に中国の輸出入が重要になってくると思ひます。そうなってきますと、品質の良さというのは、まさに日本は農畜産物を含めて非常に優れている。そういった中で、これからアジア全体として日本の農産物がどう攻めていくか、どう展開していくかということを考えれば、やはり自由化になって、多分日本の農作物というのは、中国の富裕層といひますか、かなり関心を高めていくだろうと。そうなると、やはり輸出も視野に入れなくてはいけなひ。そのためにはどういった形で基盤整備をして、生産性を高く、いいものをつくっていくかという視点はものすごく大事だと。そうしないと、今の日本の若手の農業者は、そういうところに目が向いています。国際展開を考えようという形で目が向いている、本当に前向きに取り組んでいる若い農業者もいますので、将来の夢としては、やはり国内の食料を安定供給するものと、もう一つは、経営として海外に良いものを輸出すると。そういったことは本当にこれから大事なことだと私自身も思っていますし、今の田原市の若い農業経営者たちも、それを視野に入れて、現に中国に技術指導に行っている農業者もおります。

○佐藤部会長

近藤臨時委員、どうぞ。

○近藤臨時委員

この意見を言うともともと論になってしまうので、黙っていたのですけれども、項目の中の私自身の考えとしては、食料自給率の向上の中の一項目が大規模経営の規模拡大云々というくりになってしまっているが、多分そうではないと思ひます。食料自給率を向上させるために大規模経営の拡大をするのではなくて、この2つの競争力強化とか、大規模経営の拡大とかというのと食料自給率の向上というのは同じイコールの立場か、逆に競争力を強化して、農地とかを大事にした結果食料自給率というか食料供給力も上がる。逆に食料自給率は小さい項目の方がまっとうではという感じが私の考えの中ではあります。

そういう意味では、輸出強化云々というのは、この大規模経営の拡大云々とコスト競争力云々、輸出の増大というくりにした方がすっきりすると思ひます。農水省の方針は食料自給率の向上が第一項目であるわけだから、ひっくり返すような議論になりかねないと思ひますが、私の意見はそういうことです。

○佐藤部会長

森委員、どうぞ。

○森委員

今の国際競争力についてなんですけれども、北海道の畑作について見ているときに、国際競争力についての考え方が2つあると思います。1つは、小麦、大豆等の輸入が非常に多い穀類について、それを海外との価格差をどれだけ埋められるかという、生産効率のいい基盤整備された上で、更に効率をよくしていく。そういう意味で、価格差を圧縮するということができる国際競争力という考え方が1つあって、そういうふうに農業が営まれている部分もかなりあると思うのです。

もう一つは、特に畑作で近年の成功例として帯広地区などで多いのですけれども、長イモという、どちらかという高付加価値の農産物。富裕層に買ってもらっているお米だとか、果物だとか、野菜のことが話題になります。長イモについては、排水改良が非常にいいところで生産性が上がっていて、特に長イモは、日本の場合少子化で食べる量も少ないので、Sサイズをカットして、何十センチかずつ買うというやり方がほとんどになっていますが、滋養強壮を求める東南アジアの国では、太くて、いい長イモが求められていて、輸出が非常に順調にしていたのです。ところが、高付加価値を求めて買ってくださいような方たちは、安全性だとか、その辺りに非常にプライオリティが高いことによって、逆にそれが今、原発問題でストップしてしまいました。

だから、いろいろなリスクがある上で、国際競争力といっても、価格の問題で競争するのか、あるいは付加価値で競争するのか。作物によって全然違うので、余り大きなくくりの中で1つに言ってしまうのは難しいだろうと思っています。

ただ、いずれにしても、土地改良を基にした技術向上というのがなければ、打って出るような作物の増産とかはできないと思うので、北海道の非常に現場に近いところの声として、大事なことだと思っているのを感じます。

あと、もし今日時間がありましたら、佐藤部会長に1つお伺いしたいことがあります。それは昨年、本審の委員に新たに就任して一言委員がそれぞれ述べるときに、佐藤先生が、耕作放棄地の問題が一番気になることだとおっしゃったように記憶していて、詳しく伺いたいと思っていました。今日重要な論点の中に入っているのですが、先生がどんなふうにお考えになって、そのときの短い時間にそれをおっしゃったのか。この部会にも関わることだと思っているので、時間があったらお聞かせ願いたいと思います。

すみません、長くなりました。

○佐藤部会長

わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの近藤委員のご発言もそうですが、前回も合瀬委員のご発言を踏まえると、私は土地改良法そのものの中に「農業の構造改善に資する」という文言があって、もう少し土地改良投資をする過程で構造政策に寄与してもいいのかなとかねがね思っていました。

オランダは、日本と同じような農地整備法があり同じような事業が行われる中で、積極的に構造政策に取り組んでいます。そういう意味では、もうちょっと土地改良投資をする過程で日本も農業

構造政策にも寄与してもいいかなと思っているんです。

今までも担い手に農地の集積を図るといのはかなりやってきているのだけれども、それをもう少し強めてもいいかなとかねがね思っているのです。

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員

ほ場整備をするときに、地区の皆さんでいろいろ話し合っ、そのことが農地の集約化にすごく結び付いているということを私も了解しております。

今回、説明していただいた中で、生産基盤整備をやったら、農業生産法人がすごく増えましたよということを書いてあります。ただ、この間発表されました農業センサスを見てみると、この5年間に物すごく農地の集積が進んでいるのです。それは、1つは集落営農という取組みが非常に大きな役割を果たしたということが分析されています。基盤整備をしたから集積がなったのか、それともこのところの高齢化で集落営農の取組みというソフト事業の方が寄与したのかというところは、分析していただくとありがたいなと思います。

もう一つは、右下の方に30a区画以上の整備率が61.7%になっていますけれども、国として今後これを100%に持っていくのか、それとも平場と山の方の土地状況を考えて、この辺りでいいのだということを考えていらっしゃるのか。やりやすいところは安いコストでできますけれども、難しいところはそれなりにコストもかかってくるわけです。この辺りのところは、コストがどのくらいかかるとやめた方がいいとか、そういう判断も出てくると思いますので、今の61.7%をどういうふうに考えるかということも、もしお考えがあれば聞かせていただければ、今後の議論の材料にできるのかなという気はしました。

以上です。

○佐藤部会長

どなたに伺えばよろしいでしょうか。

では、お願いします。

○齊藤整備部長

まず、整備率ですが、現在61%の水田整備率の目標を何%にするのかというのは、難しい議論だと思います。というのは、あくまでも平均で61%であって、米の生産の非常に盛んな地域、北陸地域でも、まだ60%に至っていないような県もあります。今まで排水改良に土地改良投資をしてきたので、水田整備はまだまだやっていかなければいけない。

ただ、今の合瀬委員のご指摘は、整備コストですね。例えば中山間地域の本当にコストが非常に高くつくであろうところまで整備を広げていって、100%の整備率を目指すのかと言えば、そこは違うのだと思うのです。あくまでもこの整備率というのは30a区画ですから、やはり中山間地域であれば、30a区画にすれば法面が非常に大きくなったりして、むしろ管理が難しくなったりすることがあるわけですから、それぞれの地域の状況に合わせて整備を行うということだと思うのです。

一方、中山間地域で耕作放棄化してしまうのはどういうところかということ、小型の機械が入らないとか、それぞれの田にアクセスできるような農道が付いていない、そういったところでは後継者

がないわけですから、そういう中山間地域でも、農業を維持しようと頑張っていたいているところでは、基盤整備をしていく必要があると思うのです。

そういった意味で、この61%の数字はあくまでも30a区画なので、それで水田整備率を一律何%という目標を立てにくいと思います。それぞれの地域で地域条件に合ったやり方をしていくということだと思います。

特に北海道などでは、30a区画ではない、もっと大きな1ha区画、2ha区画という大区画化を今、実施しています。そういったところでは、従来の30a区画の畦畔を取って、区画を大きくして、先ほど言った地下かんがいもやっているわけで、生産コストも非常に下がっています。一度整備したところは2次整備ですから、大きなコストをかけずに大区画化ができるようなところもあります。

これまで30a区画の水田整備率を示していたんですが、これからはもっとそれぞれの地域に合った指標で、示していく必要があるのではないかと考えています。

○佐藤部会長

お願いいたします。

○林田農村振興局次長

北海道の例がありましたけれども、北海道ではほ場整備をまた実施しようとしている地区が今、次々と出ていますが、それは、国もしくは県、市町村がほ場整備を進めましょうという施策を示しているからでは全然ないと思うのです。農家の方は、やはり今の経営でやっても採算が合わないとわかってきているので、農業を続けるためには、これを大区画化、低コスト化してやっていくかどうかの判断をしなければならない。整備しないとすれば、離農するしかない。離農すると、そこに住んでいる意味がありませんから、札幌に出ていくしかないという話になるわけです。30a区画の水田を、負担金を払ってでももう一度1ha、2ha、3haの区画に変えようではないかという話を徹底的に行えば、1年や2年はかかります。その中で、区画だけが大きくてもだめで、地域の中で誰に担ってもらわなければならないか話し合われ、そうした中で集積が進むというケースが多いという話を伺ったことがありますので、前半のご質問に対してお答えいたします。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

今の農業の問題はほとんどここに書かれていると思うのですが、行政であったり、農業者であったり、地域の人たちにとってどういうことかという問題点などが書かれているのですが、農業者以外の地域の人たちに、食べ物であったり、食料であったり、地域の農業の在り方であったり、基盤整備などをどのように理解してもらって、一般の人にどういう役割を担ってもらおうのかという視点は必要ないのでしょうか。

多分、農業も食料のことも、国民全体で考えていかなければいけない問題だけれども、描かれている視点が行政であったり、農業者であったりの視点なので、一般の国民に対しても、これを維持

して、実際にやっていくときの役割であったり、伝えたいことであったり、そういうものは明記する必要はないのだろうかという疑問が残ります。

それと、私たちのところは、新規参入というか、若い人たちが多いのですが、十数名の人たちが入ってやっていらっしゃるのですが、大規模でやっている人、小さな規模でしかも加工をやっている人など、今までの農業の在り方とみんなそれぞれ違う。10人が10人全部違うんです。

農山村体験実習という授業が早稲田大学でありまして、夏に学生たちがやってきて農業体験をしていきます。2泊3日ずつ各農家に滞在して、最後の日に我が家に集まって受け入れ農家と交流会と反省会をします。そのときに学生たちはいろんな体験をして学び、若い農業者の方は彼らの中から、実際に自分の法人に就職する若い人たちをスカウトして、もうすでに2人就職し働いています。彼らの方法は、1年なり、2年なり実習したら、自立していく農業ではなくて、場所と方法を提供して、新しく入った人が、そこで自分のやりたいこと見つけてやれるシステムを築いていくという方法をとっている人もいて、多様な形の農業の在り方が行われているんです。そういう人々を理解できるような、そういう章なり、言葉なりが必要なのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。大事なことのような気がするのです。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

先ほどの私に対する質問に答えなければいけないような感じになっているのですが、耕作放棄地など、基本的に農業問題というのは土地問題と思っているのです。だから、土地問題さえちゃんとやれば農業問題はなくなると思っているのです。

土地問題の解決の1つの方法として、土地改良投資というのがあると思うのです。土地改良投資の仕方として、土地問題を解決する方法があるはずだと思っていて、例えば西ドイツで農地が担い手に集積されるというときも、農地整備事業をうまく使って面的集積をする仕組みを使うとか、オランダの場合には農地整備事業の計画段階で徹底的に農地を買い上げて担い手に売り渡すということをしています。いずれにしろ、まさに今、おっしゃったように、新しい人が入ってきて、そこで使えるような土地をちゃんと提供できるということがあるから、そうできるのであって、しかも農業というのは、そういう提供できる土地があると同時に、経営を拡大するということにいつも農地が拡大できなければいけないという問題があるので、その問題をどう解決するかというのは基本的だといつも思っているわけです。そのところに土地改良投資がどれだけ寄与できるのかなと思っていて、先ほど来言われている農地の集積がまさにそうですが、日本の場合には、所有権を流動化して集積するというのは非常に難しいと思っているので、所有権はそのままにして、利用権だけを集める仕組みを考えればいいのかと思っています。それさえうまくできれば耕作放棄地などは起きないし、そもそもあるはずがないと思っています。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

確かに先ほど振興局の次長さんがおっしゃいましたように、借りる方も、貸す方も農地を貸し出すときにみんな十分に話し合いをするんです。その上で、自分ができる、できないということもありますが、相手を見て貸してくださるといって、このごろはそういう方向に流れてきました。

私たちが始めたころは、そういう習慣がないので農地を借りるのは大変でしたけれども、20年、30年経つうちに、今では自分たちができないと、やる気のある人たちには、間に農協が入ったり、役場が入ったりして、貸してもらえるようになって、私たちの地域のところは、いろんな人たちが入れるようになっているんですけれども、随分変わってきていると思います。

○佐藤部会長

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員

すみません、全く違う話なのですが、前回被災地を見せてもらったときに実際に塩水をかぶっている農地だけでなく、塩をかぶっていない農地も使えない所がありました。それは排水機場が壊れたからですということだったのですが、あまりハイテク化すると、かえってこういう災害のときに弱い状況をつくと大変まずいなという感想を持ちました。しかも、機械で水をあげて、水を排出するわけですから、そういう干拓地とか、そういうところがいろいろあるのはわかりますけれども、やはりそうなったときでも自然の力で何とか水が流れるとか、プランBが選べるような基盤整備の在り方を今回の被災地を見て、特に感じました。

ハイテク化された農地は、それはそれですごく使いやすく、いろんな汎用化とかはできるのでしょうけれども、ひとたび何かあったときに全く使えませんでは都合が悪い。少しそういう視点を、特に被災地の場合は入れていただきたいなという気がしました。

すみません、話の腰を折ってしまいましたが、以上です。

○佐藤部会長

何かありますか。

○齊藤整備部長

除塩については、上流側で除塩した場合、その排水がまた下流側の水田に入ってきてしまうということで、下流側の排水路なり、排水機場が機能を回復しないと除塩をやりにくい状況です。9月中にはほとんどの施設の排水機能は回復できるのですが、8月中で半分ぐらいの状況です。

それで、徐々に除塩を行ってきていて、既に約1,800haの除塩を行っています。ただ、若干誤解があるのではないかと思うのですが、用水排水を分離せず、水田から次の水田にかけ流す田越しかんがいのような旧来式では、除塩した塩分の高い水がすぐそのまま下流側の水田に入ってしまうので、もっと除塩を行いたいと思うのです。今回の場合は、最下流の排水ポンプが相当被害を受けたので、それが回復するまでは十分な排水ができないので、その状況をみながら上流側から除塩を行ってきたということだと思うのです。

それから今回の大震災で関東農政局管内の霞ヶ浦地区のパイプラインが相当被災しました。ここは2万haぐらい受益地があって、1万haぐらいが水田です。パイプラインなので、1か所破損してしまうと、下流側に水を通水できないということで、パイプラインはある意味でそういう弱点を持っているのではないかということも議論になりました。しかし実際は、初めは相当被災しているのではないかと考えていたのですが、調査をしてみますと、応急復旧でかなりの機能を回復できま

した。はじめは1万 ha が危ないのではないかとされたのですが、どうしても水が行かない水田が数十ヘクタールありましたが、田植えの時期を1ヶ月遅らせることにより、田植えがほぼ全部できました。パイプライン化により、災害に対する脆弱性があるのではないかとよく言われるのですが、実際はしっかりとした対応ができています。

Bプランというのは、確かにそのときも必要だなと思いました。パイプライン化すると、河川から取水していた旧の堰は不要ということで廃止してしまうわけです。実際そのようにパイプラインを回復できたのでよかったのですが、回復できない場合は、やはり旧の堰からも取水できるような仕組みというのは、一方で必要だなと思いました。実際、災害用ポンプを持って行って、旧の堰から取水して水をかけて田植えしたところもございました。今回パイプラインの被災については、災害対応のとりまとめをしております、その中でそういうプランBみたいな考え方も併せて整理しておく必要があると思っています。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

ほかになればよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○實重農村振興局長

多くの委員から出されました2つの点について、お話をさせていただきたいと思います。

1つは、土地改良の定義といますか、意味といますか、そういう点について、やはりご意見を多数いただきましたように、ある程度はっきりとさせていった方がいいなと感じました。土地改良という言葉自体もなかなかわかりにくいところがありますけれども、土地価格調査のような一筆一筆の土地ということではないわけでありまして、若干集合概念というか、地域的広がりを持った言葉だと思うわけでありまして、土地改良には、建設土木工事をやる建設という面と、農地や水といった広がりのあるものを地域全体で守って、使っていくというような管理という面、建設と管理の両面があると思います。その管理の部分が、ある意味でなかなかわかりにくいところもありまして、これはだんだんと高齢化も進み、人も減ってくるという中で、集落の力が落ちてきている。それで5年前から農地・水・環境保全向上対策という形でお金を出していったわけでありまして、先ほど森委員から、だんだん予算がなくなってきたので、そういった農村の協働力に依存をするのではないかとご指摘があり、全くそのとおりなんです、一方では、この施策の導入に二百数十億円を入れる際に、財政当局からは、江戸時代とかもっと昔から、農村の方々がただでやってきた取組ではないか。それに対して国費を用いて国が直接支払い的に行っていくというのはおかしいのではないかとご指摘も随分いただきました。逆に言いますと、それぐらい農村のそういった集合的な力が弱体化しているところもあって、国民全体が利益する部分については国費を出していくことも必要なのではないかという考え方があります。その過程で、一般住民の方とか周りの方からも応援していただくという考え方で、今の農村協働力を支えるという施策の一環としてやっているところがございます。

そういったように、土地改良には建設の部分と管理の部分があって、それぞれの目的がこうであって、この広がり、土地改良法に規定された土地改良という部分だけでない、若干ソフト的な部

分で、しかも農業者だけでない広がりが出てきておりますので、この辺りも記述していったらいいのではないかと思います。

もう一点は、これが全体としてわかりにくい。また、インデックスのような総花的ではないかというご議論も全くそのとおりだと思います。これはまさに今、いろいろご議論をいただいておりますので、その中から集約して行って、これは国民によくわかっていただけるようなものにしていかなくてはならない。それから、農業の現場において住民にわかっていただく必要がある。あるいは住民に参加していただく必要がある。それから、先ほどのご議論のように、これから農業を始めた人、参入したい人という方々にもご理解いただいて、ご協力いただけるようなものにしていく必要があると思います。

そういった観点から、わかりやすくメリハリのあるものにしていきたいと思っておりますので、これは私どもも一生懸命考えますが、委員の皆様方からも積極的なご意見、忌憚のないご指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

大体今日の段階ではご意見が出されたように思いますが、事務局としては、後でご意見をいただくということでもいいんですか。後ほど文書でいただくことにした方がよろしいでしょうか。

○室本計画調整室長

一応議事録をまとめますから、そのときに足りない意見がもしあれば、追加でいただくという形でも結構です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

今回は、今日の皆さんからたくさんいただいたご意見を事務局で整理いただきまして、論点整理ということでまとめさせていただきます。その整理された論点を踏まえて、今度の土地改良長期計画の枠組み、計画のフレームワーク的なものとしてご提示させていただくようお願いいたしますので、次回はそれについてご議論をいただくようにしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。私の座長の役割はこれで終わりにしたいと思います。事務局にお返しいたします。

閉 会

○室本計画調整室長

それでは、長時間にわたりましてご議論をいただき、誠にありがとうございました。

今、部会長からご指示がありましたように、本日の議論を踏まえまして、次回は論点整理、計画のフレーム（案）を私どもの方で作成して、ご提示したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次回の開催は、恐らく今月末、その次に10月中旬ぐらいという形で結構タイトなスケジュールでセットさせていただくことになるかも知れませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。